

後期高齢者医療制度のお知らせ

～医療費通知について～

■ 医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

これは、一定期間の医療費をお知らせすることで、自己の健康への関心や後期高齢者医療制度に対する認識を深めていただくとともに、医療費通知を被保険者に直接届く広報媒体として活用し、様々な健康等に関する情報を提供することで、医療費適正化、ひいては被保険者の負担軽減を図ることを目的としております。

◆ 医療費通知の活用例

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- 健康教室など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H29年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H29年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

◆ 注意事項

- このお知らせは、皆様の受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。
- 医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- 自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります。

◆ 発送日・対象診療月

発送月	診療月
平成 29 年 9 月	平成 29 年 1 月～6 月
平成 30 年 3 月	平成 29 年 7 月～12 月

～高額介護合算療養費について～

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

自己負担限度額表

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみ）の場合、その受領額が80万円以下、または老齢福祉年金を受給している方

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601
役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

給与所得者の確定申告

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

平成29年分以降の確定申告書には、

マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者本人のご本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

+

が必要になります。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」

(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>) をご覧ください。

問合せ先

十勝池田税務署 ☎ (572) 2171

【後期高齢者医療制度】

保険料の年金天引きについて

平成29年6月以降に75歳になられた方や豊頃町へ転入された方などは、後期高齢者医療保険料を納付書による現金払いや口座振替で納入されていましたが、平成30年度中に年金からの天引きに自動的に変更になります。

※「支払方法変更申出書」により、年金天引きを中止している方は除きます。

年金からの天引きに変更になる時期の目安

6月1日～10月2日に75歳になった方
10月3日～12月2日に75歳になった方
12月3日～2月2日に75歳になった方
2月3日～5月31日に75歳になった方

75歳になってはじめての
4月の年金からの天引きに変更
6月の年金からの天引きに変更
8月の年金からの天引きに変更
10月の年金からの天引きに変更

年金からの天引きの対象となる方

- ・年金受給額が年額18万円以上の方（豊頃町介護保険料が年金から引かれている方）
- ・介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金受給額（老齢基礎）の2分の1を超えない方

口座振替を希望する場合

- 保険料を年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望される方は変更申請手続きが必要です。
- 手続きは随時受付できますが、年金天引きを停止して口座振替に切り替わるのに2～4か月かかる場合がありますので、希望される方は早めに手続きをしてください。
(例：4月年金天引き停止は1月末までに手続きが必要)

【手続きに必要なもの：預貯金通帳、通帳の届出印】

問合せ先

役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214